

「(仮称) 相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場) 改良事業に伴う
DBアドバイザリー業務委託」
受託候補者特定に関わる実施要領

(趣旨)

第1条 「(仮称) 相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場) 改良事業に伴うDBアドバイザリー業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は別に定める。

- (1) 本業務の実施方針及び実施計画
- (2) 本業務に関する具体的提案
- (3) 本業務の実施体制
- (4) 配置予定者の経歴等
- (5) 配置予定者の同種・類似業務実績
- (6) ワークライフバランスに関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務の実施方針及び実施計画の妥当性・実現性等
 - (2) 本業務に関する具体的提案の妥当性・実現性等
 - (3) 本業務の実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) 配置予定者の経歴等
 - (5) 配置予定者の同種・類似業務実績
 - (6) ワークライフバランスに関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員から委員長及び副委員長を選任し、次のとおりとする。

委員長 横浜市水道局配水部配水課長

副委員長 横浜市水道局浄水部西谷浄水場長

委員 横浜市水道局経営部経営企画課長、横浜市水道局経営部経理課長、横浜市水道局浄水部浄水課長、横浜市水道局浄水部設備課長、横浜市水道局施設部計画課長、横浜市水道局施設部担当課長（西谷浄水場再整備担当）、横浜市水道局施設部建設課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会への代理出席は認めない。

6 ヒアリングを欠席した委員の評価については、採用しない。

7 ヒアリング後に開催する評価委員会を欠席した委員の評価については、採用しない。

8 委員長は、評価結果を横浜市水道局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 審査等委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、審査等委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年11月6日から施行する。